

悪質・高額な消火器の訪問販売にご注意ください！

例年、秋頃には火災予防運動などに便乗した悪質な消火器の訪問販売が増加する傾向にあります。

今回は消火器の訪問販売の手口と被害に遭わないための対策をご紹介します。トラブルでお困りの際は、一人で悩まず、小諸市消費生活センターへご相談ください。

問 小諸市消費生活センター

訪問販売の手口はこれだ！

- ☑ 「消防署の方から来た」などと訪問してくるが、実際は消防署とは関係のない業者
- ☑ 「交換の時期なので古い消火器を回収する」、「一般住宅にも消火器の設置が義務付けられた」などと言い、通常より高額な消火器を売りつけてくる



トラブルに遭わないポイント！

- ☑ 消防署では消火器の販売・点検・回収はしません
- ☑ 一般住宅に消火器の設置義務はありません
- ☑ あやしいと思ったらその場できっぱりと断りましょう
- ☑ 契約をしても8日以内であればクーリングオフできます

- 相談窓口 小諸市消費生活センター（市民課内） ☎ 31-5100
※土日祝日年末年始除く
警察相談専用電話 ☎ #9110
- 休日相談 消費者ホットライン ☎ 188（いやや）

坂のまちこもろ



小諸労働基準監督署
☎ 22-1760



小諸警察署
☎ 22-0110

なくそう いっそう(逸走)

【逸走】

車両が本来の道筋から逸れて走行してしまうこと。特に、坂道などの傾斜地に車両を停止させた場合、傾斜に沿って車両が動き出す危険性があります。

長野県内で今年1月、**死亡災害**が発生しました。



【事例】

パッカー車に段ボールを積み込んでいたところ、当該パッカー車が逸走したため、被災者は車を止めようとしたが、当該車に轢かれた。

！ 自動車の確実な停止措置をお願いします！

停車するときは

車両は斜面ではなく、平坦な地面に停車しましょう



車両から離れるときは

ブレーキペダルを踏んだまま、サイドブレーキを確実にかけましょう
【マニュアル車】ギアを平地や下り坂ではバックに、上り坂ではローに入れましょう
【オートマ車】チェンジレバーをPに入れましょう



駐車するときは

車両のエンジンを停止させ、タイヤには輪止め等を設置しましょう



万が一車両が逸走したときは

無理に止めようとせず、周囲の人に危険を知らせましょう

